



令和6年8月21日

担当課	高齢者・地域福祉課
担当者	奥野・大久保・藪
電話	073 (435) 1063
内線	5260・5061・5258

定額減税しきれないと見込まれる方への給付について ～8月23日に確認書の発送を開始します～

令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給します。

つきましては、支給対象者に対し、確認書を発送します。

1 支給対象者 (約60,000人)

令和6年1月1日(個人住民税賦課期日)に和歌山市に住所を有し、次の(1)又は(2)いずれかに該当する方

(1) 所得税の定額減税可能額(3万円×減税対象人数)が「令和6年分推計所得税額(減税前)」を上回る方

(2) 個人住民税所得割の定額減税可能額(1万円×減税対象人数)が「令和6年度分個人住民税所得割額(減税前)」上回る方

※令和6年分推計所得税額は、令和5年分の所得・扶養の状況等からの推計により算出します。
※減税対象人数とは納税義務者本人及び控除対象配偶者・扶養親族の数です。(国外居住者は対象から除きます。)

2 支給額 ①+②の合算額(1万円単位に切り上げ)

①所得税分定額減税可能額(3万円×(減税対象人数))－令和6年分推計所得税額(減税前)

②個人住民税所得割分定額減税可能額(1万円×(減税対象人数))－令和6年度分個人住民税所得割額(減税前)

3 確認書 令和6年8月23日(金)順次送付

4 提出期限 令和6年10月31日(木)

5 提出方法等

(1) 提出先 和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局
(所在地：和歌山市六番丁19(株)フジ田産業六番丁ビル)

(2) 提出方法 届いた確認書に**必要事項を記載**の上、郵送又は持参

※添付書類等、詳細については、コールセンターにお問い合わせください。

6 注意事項 給付金をかたる「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

7 問い合わせ先 和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局 「専用コールセンター0120-969-861(平日9:00~17:00)」